

## 応急仮設住宅に併設される生活関連施設等について

### 1. 生活関連施設等の必要性

応急仮設住宅が複数建設される敷地（団地）においては、生活再建や復興に向けた各種の説明会やコミュニティ活動、生活相談等を行うスペースやデイケアサービスなど高齢者等の生活支援サービスを行うスペースが必要となり、近傍にそうした機能、スペースが確保できない場合には、仮設住宅の建設に合わせてそれら生活関連施設のスペースを確保する必要がある。

また、仮設住宅の立地や周辺の被害状況、戸数規模に応じて、郵便局などのサービスや日用品の店舗、さらにはバスルートの確保などが必要な場合もあり、住宅の確保のみならず、そこでの生活を可能とし、利便性を確保する被災者へのきめ細かな対応が必要となる。

このため、国、地方公共団体、関係各機関、民間企業等が協力して、仮設住宅入居者に必要なサービスが提供される環境の整備に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の仕様においても、高齢者向けのグループホームや障害者仕様の住宅など、ニーズに応じた応急仮設住宅の供給が必要であり、多くの被災者の早期入居を実現すべく住宅の供給スピードを確保・維持しつつ、十分に配慮していくこととする。

### 2. 想定される生活関連サービス等

- ① 集会室、相談室、広場（あずま屋、ベンチ）
- ② デイケアセンター、高齢者・障害者入浴施設、給食施設、託児所
- ③ 郵便局、コンビニエンスストア、宅配便受付
- ④ バスルート・バス停 等

### 3. 阪神淡路大震災・中越地震等における事例

阪神淡路大震災や中越地震においても、社会福祉法人等が協力してグループホームやデイケアセンターを併設した例（別紙）がある。

## 阪神・淡路大震災における高齢者・障害者向地域型応急仮設住宅

### 1. 概要

阪神・淡路大震災時に供給された応急仮設住宅のうち、高齢者や障害者等に対して生活援助員等が入居世帯の生活支援をする住宅を「高齢者・障害者向地域型」として供給

### 2. 供給戸数

高齢者・障害者向地域型応急仮設住宅            1, 885戸  
 (参考) 応急仮設住宅全体                            48, 300戸

### 3. 供給主体

市町

※他の応急仮設住宅の供給主体は県

※実際に供給したのは、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市

### 4. 対象者やサービスの内容

	I 類型（グループホームケア事業）	II 類型（生活支援員派遣事業）
対象者	入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の高齢者等	I 類型の対象者ほどではないが、身体・精神上の理由で避難所での生活が困難と認められる高齢者等
人員配置	高齢者 14 人あたり 介護員 2 人(9:00～17:00) 介護員 2 人(17:00～9:00) 看護婦 1 人	概ね 30 戸あたり 生活援助員 1 人(9:00～17:00) 生活援助員 1 人(17:00～9:00)
サービス	身辺介助、家事援助、夜間における臨時的対応、生活相談	生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関等との連絡等
人件費等	補助基準額 介護員            278,870 円／月 看護婦            11,040 円／日 補助率            3/4(国 1/2、県 1/4)	補助基準額 生活支援員    2,020,000 円／年

## 5. 事例

### (1) 神戸市の事例 (上記Ⅱ類型)

《構造》プレハブ2階建て

《規模》8室から24室 (延べ面積 162㎡~431.2㎡)

《居室》6畳 (原則2人入居)・4.5畳 (原則単身入居)

《相談室》概ね50室に1室の割合で設置

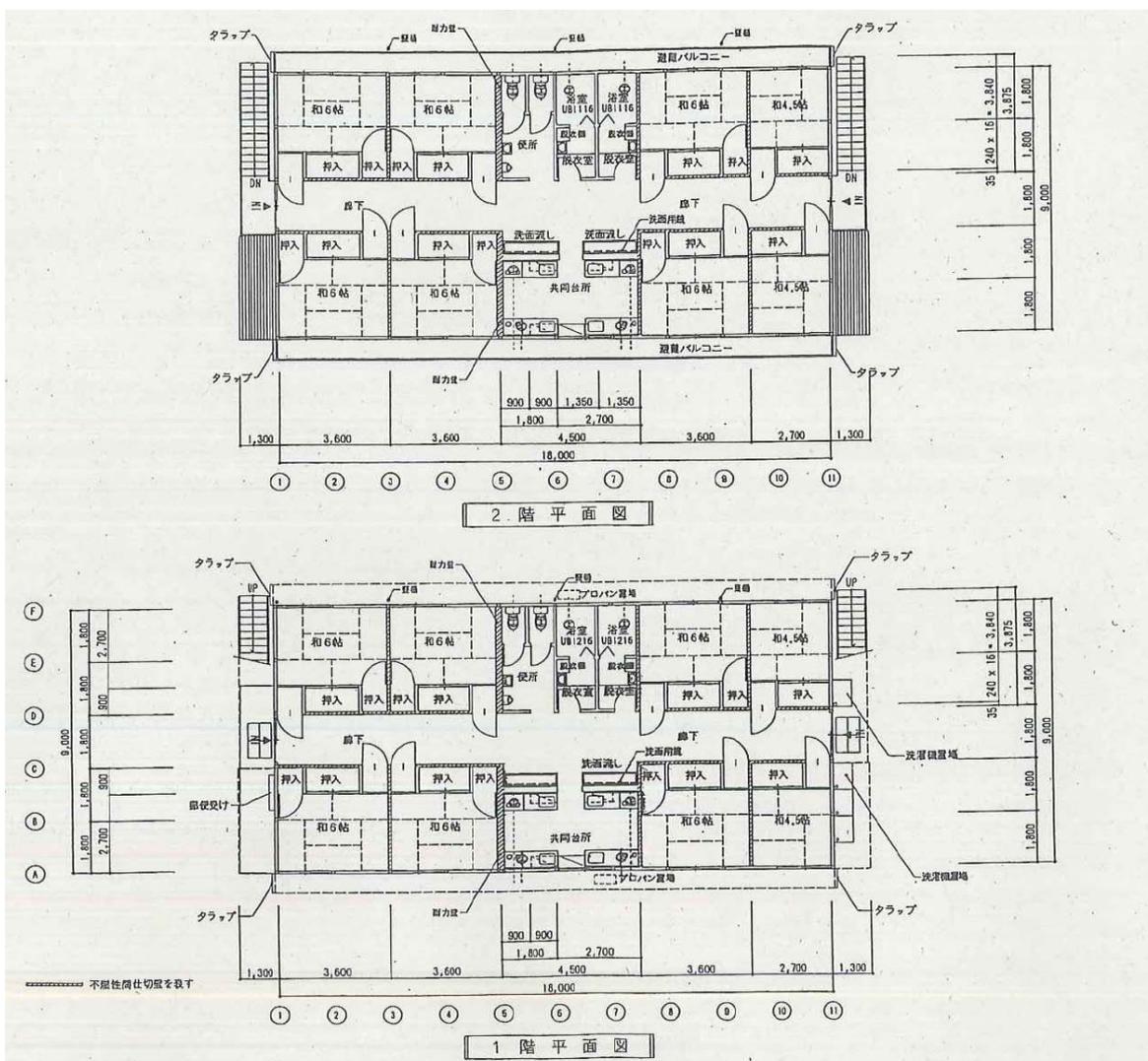
《仕様》出入り口段差なし、手すり設置 (廊下階段、浴室、便所)、低浴槽  
1階トイレ、洗面、流台は車いす対応

居室、トイレ、浴室に緊急呼び出しブザー設置、自動火災報知器

《入居決定方法》

福祉事務所及び保健所で、申込者の健康状況及び生活状況等の判定を実施

《平面図》



## (2) 芦屋市呉川町の事例

《概要》グループホーム型仮設住宅（Ⅰ類）3棟×14戸/棟=42戸

一般型の仮設住宅5棟、デイサービスセンター、呉川ふれあいセンター

### 《グループホーム型仮設住宅の概要》

1階建て

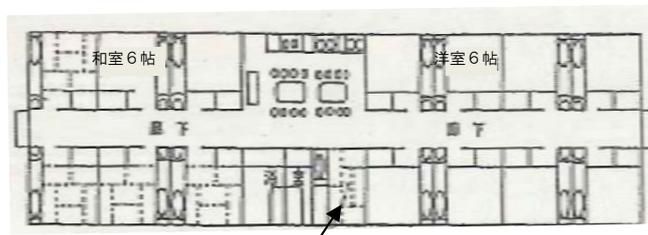
1棟あたり和室6畳（16㎡）6室・洋室6畳（16㎡）8室 計14室

生活援助員室、浴室、共同台所・コミュニティールーム（50㎡）

### 《グループホーム型仮設住宅の運営》

社会福祉法人尼崎老人福祉会に委託

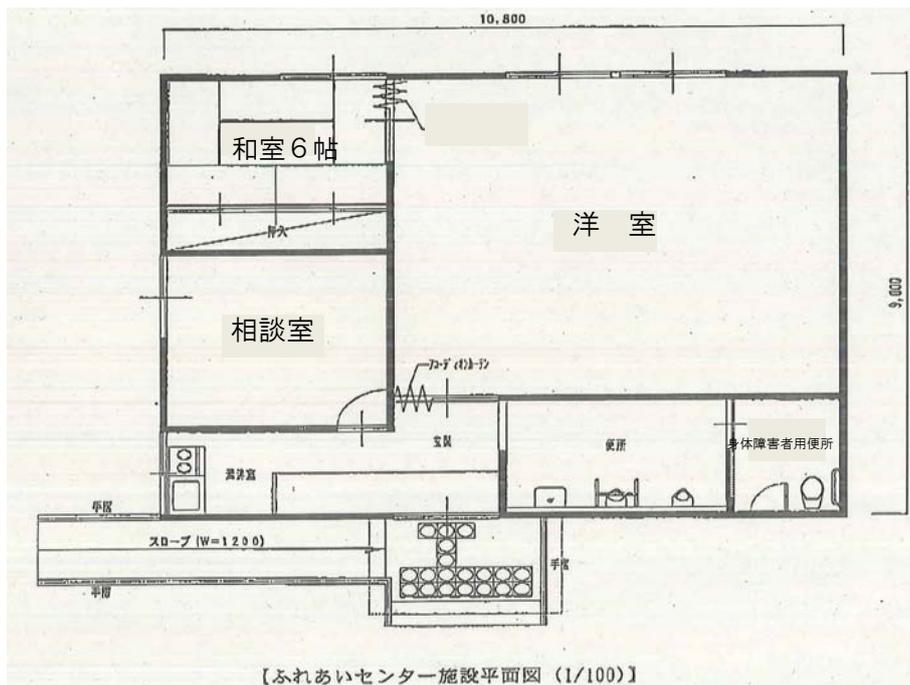
図：芦屋市のケア付仮設住宅平面図



生活援助員室（和室6帖）

## (参考) ふれあいセンターの概要

仮設住宅に住む高齢者等の緊急時対応としての心身のケアを行うほか、コミュニティ形成の場やボランティア活動の拠点等として、仮設住宅概ね50戸以上の住宅地にふれあいセンターを設置。運営は市町が公募等により選考したボランティア団体等。194カ所に設置された。



## 新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて

## 1. 概要

長岡市の長岡駅近くの仮設住宅地において、被災した高齢者等の生活を支援するため介護保険サービスを始めとするサービスの拠点を整備

## 2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300㎡

《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

※浴室、厨房は災害救助法の応急仮設住宅の集会場の機能としては対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

図：サポートセンター千歳平面図

